

広島県告示第千四百四十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定によって、就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業所	指定年月日
医療法人仁康会	三原市小泉町四二四五番地	ワークハウスさくら草	平成一九年四月一日
社会福祉法人備北福祉会	三次市君田町東入君二〇九番地一	障害者社会就労センター三次	平成一九年七月一日
		三原市小泉町四二三四番地一	
		三次市十日市東三丁目一二番四一	